

ID: 801

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	延滞金の徴収(第106条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (清算金の徴収) 第106条 3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。 (清算) 第118条の24 2 第105条から第107条まで(第106条第6項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第105条第1項中「前条第1項」とあるのは「第118条の23第1項」と、「同項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第106条第1項及び第2項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、第107条第1項中「第104条第1項」とあるのは「第118条の24第1項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第2項中「第101条第1項」とあるのは「第118条の21第1項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び政令第43条の規定による。 (延滞金) 第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。 2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日